

静岡県立大学副学部長に関する規則

平成 20 年 7 月 24 日 規則第 54 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、静岡県立大学学則（平成 19 年規則第 33 号）第 12 条第 3 項に規定する副学部長（以下「副学部長」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第 2 条 副学部長は、当該学部の学部長（以下「学部長」という。）を補佐し、学部長から指示された事項等の職務を行うとともに、学部長に事故があるときはその職務を代理し、学部長が欠員のときはその職務を行う。

(任期)

第 3 条 副学部長の任期は、2 年とする。ただし、学部長の任期の終期を超えることはできない。

2 副学部長は、再任されることができる。ただし、引き続き 4 年を超えて在任することはできない。

3 任期の途中で副学部長の交代があった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(選考の事由)

第 4 条 副学部長候補者の選考は、次の各号のいずれかに該当する場合に行う。

(1) 副学部長の任期が満了するとき。

(2) 副学部長の辞任を学長が理事長に申し出たとき。

(3) 副学部長が前 2 号以外の事由で欠員となったとき。

(選考の時期)

第 5 条 副学部長候補者の選考は、前条各号に規定する事由により、それぞれ次の期間内に行うものとする。

(1) 前条第 1 号による場合は、任期満了日前 1 月までに選考を完了する。

(2) 前条第 2 号又は第 3 号による場合は、その事由が生じた後速やかに行う。

(副学部長候補者の選考)

第 6 条 学長は、当該学部の専任教授の中から副学部長候補者を選考し、理事長に申し出る。

2 学長は、副学部長候補者の選考に当たり、当該学部の教授会から意見を聴くものとする。

(任命の手続)

第 7 条 理事長は、前条第 1 項の規定による申出を受けた副学部長候補者を、当該学部の副学部長として任命する。

(委任)

第 8 条 この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 20 年 7 月 24 日から施行する。